

福岡県公報

平成二十六年五月九日
第三千五百九十二号
増刊
①

目次

訓 令 (福岡県訓令第九号・福岡県教育委員会訓令第三号)

○福岡県同和対策会議規程の一部を改正する訓令 (調 整 課) ……一

訓 令

福岡県訓令第九号

福岡県教育委員会訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県同和対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年五月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県教育委員会

福岡県同和対策会議規程の一部を改正する訓令

福岡県同和対策会議規程(昭和四十一年九月 福岡県訓令第十六号 福岡県教育委員会訓令第三号)の一部

を次のように改正する。

第五条第二項中「商工部中小企業経営金融課長」を「商工部中小企業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。